

新大阪駅周辺地域プロモーション検討会開催要綱

(目的)

第一条 新大阪駅周辺地域における民間開発の機運醸成に向けて、関係者による意見交換を行い、プロモーションの取組を推進することを目的として、新大阪駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会運営要綱第 3 条の規定に基づき、新大阪駅周辺地域プロモーション検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(組織)

第二条 検討会は、別表に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、検討会の構成員の互選により選任する。
- 3 検討会は座長が招集し、座長は、協議を行うため特に必要があると認める者に、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 座長は、必要に応じて、新大阪駅周辺地域まちづくり検討部会に、取組みの進捗状況等について報告を行う。

(会議の公開等)

第三条 検討会は非公開で行う。

(事務局)

第四条 検討会の庶務は、大阪府・大阪市大阪都市計画局において処理する。

(雑則)

第五条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要綱の改正は、座長が検討会に諮って行う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 31 日から施行する。

■国
内閣府
近畿地方整備局
近畿運輸局
■地方公共団体
大阪府
大阪市
■民間事業者
西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
大阪市高速電気軌道株式会社
■経済団体
関西経済連合会
大阪商工会議所
関西経済同友会